平成２９年（フ）第８３号
長野市篠ノ井塩崎3683番地１　ピュアー宮本Ⅲ―202
債務者　若松　香織
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
静岡県沼津市庄栄町６番18号　カーサ・ジ・アンパーロ205、前住所静岡県三島市旭ヶ丘32番１号　ウィスタリアヒルズ305
債務者　田中　大輔
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
静岡県裾野市平松368番地の11　ハイムアリエス２―102、前住所静岡県裾野市伊豆島田473番地の２　フォーブルケイＡ―101
債務者　江崎眞佐己
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
島根県出雲市渡橋町302番地７
債務者　荒木　早美
１　決定年月日時　平成29年７月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第８６号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1000番地１
債務者　渡邊　友美
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
岡山県倉敷市五日市845番地44　帯江ハイツ
債務者　橋本　千菜
１　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
北九州市小倉北区貴船町17番13号
債務者　松永　陽子
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３５４号
北九州市八幡西区春日台２丁目11番９―101号
債務者　長田　千尋
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６４号
北九州市八幡西区平尾町９番５―301
債務者　宮永　千鶴
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３９６号
さいたま市緑区芝原２丁目３番地９　エルディムウチダ202
債務者　坂本　雅博
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６４号
さいたま市見沼区大字風渡野457番地14
債務者　安藤　良二
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
埼玉県草加市西町1081番地１　ガーデンハウス吉沢Ａ―202号
債務者　早川　英男
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
愛知県岡崎市八帖北町14番地13　グランパス八帖　Ｂ―102
債務者　新垣　洋一
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
愛知県岡崎市若松町字伝兵衛屋敷２番地４
伝兵衛　106
債務者　加藤美代子
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
愛知県豊田市寿町４丁目36番地　バンベール豊田寿308号
債務者　冨永　英樹
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
大阪府泉大津市池浦町５丁目２番26―301号、前住所大阪府泉大津市東雲町14番54―302号
債務者　濱野　昭彦
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
大阪府和泉市池田下町207番地の１ミゾノカワＢ201号室、前住所大阪府堺市南区若松台１丁４番10―109号
債務者　稲里　真琴
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係